

空乗第 2119 号
平成12年8月9 日

航空従事者技能証明の限定について
(レイクLA-250型及びLA-4-200型)

航空法第25条並びに航空法施行規則第53条及び第54条の規定に基づく操縦士及び整備士の資格は、下記のとおり改正されたので通知します。

記

資 格	限 定 事 項		
	種 類	等 級	型 式
操縦士の資格	飛行機	——	レイクLA-4-200型 注1
整備士の資格	飛行機	注2	——

注1： レイクLA-250型及びLA-4-200型機については、レイクLA-4-200型の限定を有する者が運航することができる。ただし、飛行機について、陸上単発ピストン機及び水上単発ピストン機の両方の限定を有する者についても運航することができる。

注2： 陸上単発ピストン機、水上単発ピストン機、陸上多発ピストン機及び水上多発ピストン機とする。

附則

昭和59年8月21日付け（空乗第2064号）「水陸両用機レイクLA-4-200型機の取り扱いについて」及び平成元年1月10日付け（空乗第2004号）「航空従事者技能証明の限定について」は廃止する。